

海幕情第491号
令和2年3月17日

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

海上自衛隊における事業者の適合性の審査実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別 紙

写送付先：部内全般

別 紙

海上自衛隊における事業者の適合性の審査実施要領

第1 趣 旨

この要領は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号。以下「特秘訓令」という。）第36条第3項及び特定秘密の保護に関する達（平成26年海上自衛隊達第30号）第51条の規定に基づき、海上自衛隊において物件の製造又は役務の提供を業とする者（以下「事業者」という。）が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第5条第4項に規定する基準に適合しているか否かの審査（以下「審査」という。）を実施するために必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査基準 特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について（通達）（防経装第19074号。26. 12. 24。以下「審査基準通達」という。）別紙第1に規定する審査基準をいう。
- (2) 秘密保全対策ガイドライン 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号。26. 12. 24）に規定する装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインをいう。
- (3) 契約担当官等 海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (4) 部隊等 海上幕僚監部の各部各課等（室又はこれに準ずるものを含む。）、防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊及びクルー並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。
- (5) 特約条項 審査基準通達別紙第2に規定する特約条項をいう。
- (6) 業務管理者 特定秘密の保護に関する業務を管理する者をいう。

第3 細部基準

審査基準の細部基準は、次のとおりとする。

1 秘密保全規則

審査基準通達別紙付紙第1第1項に規定する事項（以下「秘密保全規則」という。）の基準の細部は、付紙第1によるものとする。

2 業務管理者

審査基準通達別紙付紙第1第2項に規定する基準の細部は、付紙第2による

ものとする。

3 保全教育

審査基準通達別紙付紙第1第3項に規定する特定秘密の保護に関する教育（以下「保全教育」という。）の基準の細部は、付紙第3によるものとする。

4 秘密保全施設

審査基準通達別紙付紙第1第4項に規定する特定秘密の保護のために必要な施設設備（以下「秘密保全施設」という。）の基準の細部は、付紙第4によるものとする。

第4 審査の申込み

- 1 事業者による審査の申請は、付紙様式第1に必要な書面を添付して行わせるものとする。
- 2 前項の申請は、調達要求を行う部隊等の長が、事業者をして、海上幕僚長に対し行わせるものとする。ただし、入札の公告又は通知から契約の締結までの期間を除く契約の履行期間外においては、調達要求を行う部隊等の長を経由しないものとする。

第5 審査

- 1 海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長（以下「海幕情報課長」という。）は、第4第1項の規定による申請について、審査基準及び第3の細部基準に基づき審査を行うものとする。
- 2 海幕情報課長は、前項の規定による審査のうち、当該事業者の秘密保全施設については、現地調査を実施するものとする。
- 3 海幕情報課長は、前項に定める秘密保全施設の現地調査の実施を、調達要求を行う部隊等の長、各地方総監部防衛部長又は実施することが適当と認められる他の部隊等の長に依頼することができる。
- 4 前項の依頼を受けた者は、必要な支援を、前項の依頼を受けた者を除く調達要求を行う部隊等の長、各地方総監部防衛部長又は他の部隊等の長に依頼することができる。このとき、海幕情報課長は、必要な支援の依頼に係る調整業務を行うものとする。
- 5 第5第2項の規定による秘密保全施設の現地調査は、秘密保全施設調査表（付紙様式第2）によるものとする。
- 6 当該事業者の秘密保全施設が、既に他の特定秘密管理者（防衛省の機関に限る。）により審査を受け、適合事業者として認められている場合、当該秘密保全施設の構造及び機能を確認できる図面等の写しの提出を受け、第3第4項に規定する細部基準を満たすと確認できたときは、現地調査について省略するこ

とができる。

第6 審査結果の報告及び通知

- 1 第4第1項の申請を行った事業者に対する第5の審査結果の通知は、付紙様式第3により実施するものとする。
- 2 入札の公告又は通知から契約の締結までの期間において、前項による通知を行うときは、調達要求を行う部隊等の長を経由するものとする。
- 3 契約の履行期間において、第6第1項による通知を行うときは、契約担当官等を経由するものとする。

第7 適合していると認められた事項の変更

- 1 入札の公告又は通知から契約の締結までの期間及び契約の履行期間においては、契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長は、契約ごとに定めた特約条項の規定に基づき、第5の規定により審査基準に適合しているとされた事業者（以下「適合事業者」という。）の秘密保全規則、業務管理者、保全教育の内容又は秘密保全施設の状況に変更がある場合は、あらかじめ、当該適合事業者をして、付紙様式第4により海上幕僚長に対し変更の申請を行わせるものとする。
- 2 前項の規定による申請の審査等は、第5及び第6の規定を準用する。
- 3 当該契約の履行期間が終了する際、契約担当官等は、当該契約の履行期間が終了する旨を、速やかに海幕情報課長に通知するとともに、第7第1項の変更の申請に係る調整業務を海幕情報課長に引き継ぐものとする。
- 4 入札の公告又は通知から契約の締結までの期間を除く契約の履行期間外においては、海幕情報課長は、適合事業者の秘密保全規則、業務管理者、保全教育の内容又は秘密保全施設の状況に変更がある場合は、あらかじめ、当該適合事業者をして、付紙様式第4により海上幕僚長に対し変更の申請を行わせるものとする。
- 5 前項の規定による申請の審査等は、第5及び第6の規定を準用する。

第8 審査結果の記録

海幕情報課長は、事業者の認定の状況を明らかにするために第5（第7第2項及び第5項において準用する場合を含む。）の審査結果について、特定秘密適合事業者管理台帳（付紙様式第5）に記録するものとする。

第9 事業者からの報告

- 1 入札の公告又は通知から契約の締結までの期間及び契約の履行期間において

- は、契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長は、当該適合事業者が前年度1年間における特定秘密の保護に関して講じた措置の内容等について、毎年4月末日までに関係する書面を添えて、当該適合事業者をして、海上幕僚長に対し付紙様式第6により報告させるものとする。
- 2 当該契約の履行期間が終了する際、契約担当官等は、当該契約の履行期間が終了した旨を、速やかに海幕情報課長に通知するとともに、第9第1項の報告に係る調整業務を海幕情報課長に引き継ぐものとする。
 - 3 海幕情報課長は、第9第1項により報告された内容について、審査基準及び第3の細部基準に基づき適合性の確認を行い、特定秘密適合事業者管理台帳にその旨記録するものとする。

第10 適合事業者の取消し

- 1 第7第2項及び第5項において準用する第5の審査の結果、第9第1項の報告の結果又はその他の理由により適合事業者が特定秘密の取扱いにおいて審査基準に適合しないと認められるときは、当該事業者の適合性を取り消すものとする。
- 2 前項の取消しを行った場合は、付紙様式第7により、当該事業者に対し通知するものとする。
- 3 入札の公告又は通知から契約の締結までの期間において、前項による通知を行うときは、調達要求を行う部隊等の長を経由するものとする。
- 4 契約の履行期間において、第10第2項による通知を行うときは、契約担当官等を経由するものとする。
- 5 海幕情報課長は、第10第1項の取消しについて、特定秘密適合事業者管理台帳にその旨記録するものとする。

付紙第 1

事業者が規定する秘密保全規則に係る細部基準

事業者が秘密保全規則で定める規定が、次の表の左欄に掲げる基準に適合しているか否かは、同表の右欄に掲げる項目を網羅しているか否かで判断するものとする。

事 項	項 目
1 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名基準及び指名手続並びにこれを補助する者の指名基準、指名手続及び職務内容	(1) 業務管理者の指名基準【代理人、事業本部長又は工場長並びにこれらの者と同等の者】 (2) 業務管理者の変更の承認手続 (3) 業務管理者を補助する者の指名基準【役職等】及び指名の手続 (4) 秘密保全組織の職務区分に応じた業務内容 (参考：特秘訓令第5条)
2 代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育の実施内容及び方法	(1) 保全教育の年間計画の作成 (2) 新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる従業者に対して、当該特定秘密の取扱いの業務を行う前の保全教育の実施 (3) 保全教育の内容の変更の承認手続 (参考：特秘訓令第6条)
3 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置に係る手続	(1) 秘密保全施設の設置（新設、変更及び解除）の承認手続 (2) 秘密保全施設の表示 (3) 特定秘密文書等の保管（保管容器を含む。）及び管理 (4) 秘密保全施設の維持管理 (参考：特秘訓令第7条)
4 特定秘密の取扱いの業務を行う従業者（以下「関係従業者」という。）の範囲の決定基準及び決定手続	(1) 関係従業者の指名基準 (2) 関係従業者の指名又は解除の手続 (3) 関係従業者の名簿の作成及び管理 (4) 特約条項に基づく関係従業者の報告 (5) 関係従業者を証明する適格証の交付及び管理 (参考：特秘訓令第8条)
5 特定秘密を取り扱う	(1) 秘密保全施設の立入者の制限

場所への立入り及び携帯型情報通信・記録機器（以下「機器」という。）の持込みの制限に係る手続及び方法	(2) 秘密保全施設の立入者の記録 (3) 秘密保全施設の立入者の保護措置 ア 立入者の立入区分による識別 イ 関係従業者による立会及び監視 ウ 特定秘密の情報等への接近の制限 (4) 秘密保全施設における機器の保護措置 ア 機器の持込み制限の表示 イ 機器の持込み、持ち出し等の承認手続 ウ 機器の持込み、持ち出し等の記録 エ 機器の台帳管理 (参考：特秘訓令第9条、第10条)
6 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限に係る手続及び方法	(1) 電子計算機の機能の制限（秘密保全施設の外部へのアクセスができないネットワーク構成、機能等） (2) 電子計算機の利用者の登録及びアクセス制限 (3) 電子計算機及び可搬記憶媒体の利用の記録 (4) 電子計算機等の物理的な保護 (5) 電子計算機の通信及び運用管理 (6) 電子計算機の破棄又は修理に係る承認の手続 (参考：特秘訓令第11条)
7 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い（右欄において「作成等」という。）の方法の制限に係る手続及び方法	(1) 特定秘密文書等の作成等に係る承認手続 (2) 特定秘密の表示（有効期間の満了、有効期間の延長又は指定が解除されたときの表示も含む。） (3) 特定秘密文書等の保有、有効期間の満了、有効期間の延長又は指定が解除されたときの関係従業者への周知 (4) 特定秘密文書等の作成等に係る保護措置 (5) 特定秘密文書等の作成等の承認手続 (6) 特定秘密文書等の作成等に係る記録 (7) 特定秘密管理者に対する特定秘密文書等の作成等の報告 (8) 下請負先への交付又は伝達の承認手続 (参考：特秘訓令第17条～第24条、第27条～第30条、第33条～第35条、第38条、第39条)
8 特定秘密の伝達（下請負先への伝達を除	(1) 特定秘密の伝達の承認手続 (2) 特定秘密の伝達の方法及び保護措置

く。)の方法の制限に係る 手続及び方法	(3) 特定秘密の伝達の記録 (参考：特秘訓令第25条、第26条)
9 特定秘密の取扱いの 業務の状況の検査の実 施手続及び方法	(1) 特定秘密の取扱い状況及び特定秘密文書等の保管 状況について毎月1回以上の検査の実施及びその記 録 (2) 特定秘密管理者に対する前項の検査の報告 (3) 特定秘密管理者による定期及び臨時の検査の受検 (4) 業務管理者の引継ぎの実施及びその記録 (参考：特秘訓令第31条、第32条)
10 特定秘密文書等の 奪取その他特定秘密の 漏えいのおそれがある 緊急の事態に際し、そ の漏えいを防止するた めに他に適当な手段が ないと認められる場合 における焼却、破砕そ の他の方法による特定 秘密文書等の廃棄に係 る手続	(1) 緊急時の特定秘密文書等の廃棄の承認手続及び廃 棄方法 (2) 特定秘密文書等を廃棄した場合の特定秘密管理者 への報告 (3) 部内外への緊急時の連絡体制の維持 (参考：特秘訓令第29条)
11 特定秘密文書等の 紛失その他の事故が生 じた場合における被害 の発生防止その他の 措置に係る手続及び方 法	(1) 事故（その疑い又はおそれも含む。）が発生した場 合の特定秘密の保護措置の実施及び業務管理者への 報告 (2) 事故が発生した場合の特定秘密管理者への報告 (3) 事故の原因等に係る調査の実施 (4) 特定秘密管理者への調査結果の報告 (5) 事故が発生した場合の部内外への緊急連絡体制の 維持 (参考：特秘訓令第40条)
12 その他の事項	(1) 秘密保全規則、業務管理者、保全教育の内容又は 秘密保全施設の状況に変更がある場合は、事業者の 審査を実施した者に承認を得る手続 (2) 特定秘密の保護措置の内容について、事業者の審 査を実施した者が指示する時期に報告 (3) 特約条項で規定する特定資料等の閲覧その他の取

	扱いに関する記録の保存 (4) 共通事項（当該契約で締結する特約条項、秘密保全対策ガイドラインその他の規定と 1 ～ 1 2 の事項との整合性）
--	--

付紙第2

業務管理者に係る細部基準

業務管理者として指名される者が、次の表の左欄に掲げる基準に適合しているか否かは、同表の右欄に掲げる項目に該当するか否かで判断するものとする。

基 準	項 目
1 特定秘密の保護に関する業務を適切に行うために必要な知識を有すること	次のいずれかを満たす者であること (1) 当該者が、過去に防衛省又は防衛装備庁の契約担当官等との契約において秘密、特定秘密、特別防衛秘密又は防衛秘密を取り扱ったことがあり、かつ、これらに係る保全教育を受けていること (2) これまで秘密を取り扱ったことはないが、今後速やかに保全教育を受けることとしており、(1)の者と同等と認められる者であること
2 防衛省との契約の履行に関する事務を統括し、当該事業者における特定秘密の保護に関する業務の管理につき職責を全うできること	契約代理人、事業本部長若しくは工場長又はこれらの者と同等の者であること

保全教育の実施に係る細部基準

保全教育の体制及び内容については、次の表の左欄に掲げる基準を満たさなければならないものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる項目を満たすか否かで判断するものとする。

基 準	項 目
1 毎年定期的に保全教育を行う人的・物的体制を整備している、又はすることができること	(1) 事業者が保全教育に関する業務を担当する部署があること (2) 保全教育の年間計画（時期、教育項目、場所、教育対象者、教育実施者）が作成されていること (3) 保全教育で使用する第2項の規定による教育項目が含まれた保全教育用のテキストが作成されていること
2 従業者が、特定秘密の制度に関する法令内容、特定秘密文書等の取扱いの手続その他特定秘密の保護上必要な措置に関する知識を的確に習得できること（教育項目）	次の項目について、特定秘密の取扱いの業務を行う従業者が少なくとも年1回保全教育を受講すること (1) 特定秘密の制度に関する関係法令、規則の内容 (2) 保全教育の意義、重要性 (3) 秘密の漏えい等に係る罰則、懲戒処分、違約金条項等 (4) 事業者が規定した秘密保全規則の内容 ア 業務管理者及び関係従業者の役割及び責任 イ 特定秘密の指定、周知等に関する事 ウ 特定秘密文書等の作成、接受、保管、送達、閲覧等に関する事 エ 秘密保全施設の管理、立入制限等に関する事 オ 機器等の持込みの制限等に関する事 カ 電子計算機等の使用、管理等に関する事 キ 保全検査に関する事 ク 非常事態発生時の対処要領（緊急時の連絡体制） (5) 秘密保全対策ガイドラインに規定する教育 ア 秘密保全の重要性、意義（秘密保全意識の醸成を含む。） イ 「need to know の原則」の確実な履行 ウ 社内の秘密保全規則、秘密保全対策ガイドラインに基づく秘密保全実施要領等の確実な履行

	エ 隙のない勤務と私生活における慎重な行動 オ 悪意のあるソフトウェアへの感染を防止するための対策及び感染した場合の対処手順
3 教育を実施する者が特定秘密の保護について専門知識を有する者であること	教育を実施する者が、過去に防衛省若しくは防衛装備庁の契約担当官等との契約において秘密、特定秘密、特別防衛秘密又は防衛秘密を取り扱ったことがあり、かつ、これらに係る保全教育を受けていること、又は、これまで秘密を取り扱ったことはないが、今後速やかに保全教育を受けることとしており、前項で規定する項目と同等の教育を実施できると認められる者

付紙第4

秘密保全施設に係る細部基準

秘密保全施設が、次の表の左欄に掲げる基準に適合しているか否かは、同表右欄に掲げる項目を満たすか否かで判断するものとする。

基 準	項 目
1 特定秘密文書等を適切に保管するための機能及び構造を有していること	保管容器が、特定秘密の保護に関する訓令の運用について（通知）（防防調第17882号。26.12.8）別紙付紙第2に規定する保管容器に関する基準と同等以上の機能及び構造であること
2 従業者以外の者による施設への立入りを有効に制限する機能及び構造を有していること	属紙「特定秘密の秘密保全施設の構造基準」と同等以上の機能及び構造を有していること
3 特定秘密に係る物件への不正な接近を有効に探知する機能及び構造を有していること	
4 その他特定秘密の保護上必要な機能及び構造を具備していること	

特定秘密の秘密保全施設の構造基準

特定秘密の秘密保全施設の調査に当たっては、次に掲げる事項に留意し、不法侵入、破壊、盗見及び盗聴できないように十分に配慮するものとする。

項 目	構 造 基 準
1 壁、 床 及 び 天井	(1) 原則として、鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材で堅固に建造する。 (2) 既存の木造建物などの場合又は既存の建造物の一部を利用して造る場合についても前号に準ずる。 (3) 当該施設の天井裏と他の施設の天井裏とが接続している場合には、その境界部を金網など頑丈な不燃性の資材を用いて遮断する。
2 間 仕 切 り	(1) 間仕切りに設けられた扉を開けた場合には、直接外部から中が見えないように、間仕切りの内側に衝立又はカーテンなどを設置する。 (2) 屋内に保全施設を設けるため、間仕切りを行う場合には、次による。 ア 前項第1号に規定する資材を用いて天井まで届く高さの不透明な構造とする。 イ 格納庫などのように、特に高い天井で、間仕切りが天井まで届かないため代用天井が使用される場合には、天井と代用天井との間を金網で補強する。 ウ ア又はイにより難しい場合で、吊り天井が設けられない正当な理由があるときは、間仕切りを乗り越えて不法侵入できないように、特別の措置を講じなければならない。
3 出 入 口	(1) 出入口は一箇所とする。ただし、別に非常口の出入口が必要な場合には、内側からのみ開閉できる扉を取り付ける。扉の規格は第4項に準ずる。 (2) 室内灯とともに、出入口扉の上部に照明装置(常夜灯)を取り付け、停電時にも機能すること。
4 扉	(1) 出入口及び非常口の扉は、原則として鋼鉄製とするが、既存の木造建物など又は既存の建造物の一部を利用し

	て造る出入口及び非常口の扉は堅固な木製で建造することができる。 (2) 両開きの場合は、扉の合せ目に定規ぶちを取り付ける。 (3) 覗き窓を必要とする場合は、ドアスコープを取り付け、内側からのみ覗くことができるものとする。
5 窓	(1) 原則として、無窓とする。ただし、窓を設置する場合には必要最小限にとどめるものとし、窓には鉄格子（日本産業規格 G 0 2 0 3 に定める番号 2 5 0 1 に該当する鉄棒直径 1 3 m m 以上、間隔 1 0 c m 以下）を堅固に取り付けるものとする。 (2) 窓ガラスは、金網入り不透明なものとするが、既に透明ガラスを用いている窓にあっては、塗料を塗るか、又は他の方法により不透明なものになるよう措置を講ずる。
6 開口部	ダクト、通風調節装置、天窗、下水溝、トンネル等で、大きさ、形状から不法侵入、盗み見又は盗聴のおそれがある場合には、その開口部の状態に応じて、金網を取り付けるか、又は前項第 1 号に規定する鉄格子を取り付けるものとする。
7 錠	(1) 三段式文字盤かぎ（実行組合せ 100³ 以上）及び差し込み式かぎ等（電子ロック、生体認証を含む。）による二重施錠方式等とする。 (2) 内部に非常開閉装置を取り付ける。
8 警報装置	(1) 室内に扉の開閉及び侵入を感知する警報装置を取り付ける。 (2) 出入口等に監視カメラ又は赤外線センサー等を取り付ける。 (3) 警報装置の配線は容易に切断されることがないようにする。なお、警報装置は警備室などと直結し、停電時又は配線切断時にも機能すること。
9 外柵	(1) 外柵は、外部から保全施設への不法侵入を防止し得るように基礎をコンクリートで固定し、対象物に応じ、高さ 2 m 以上の強固な金網などを用いて周囲を囲み、その上部には有刺鉄線、赤外線装置などを張りめぐらす。 (2) 前号にかかわらず、特定秘密の保護が確保できる場合には、外柵を設置しないことができる。

付紙様式第1
発 簡 番 号
年 月 日

防衛省海上幕僚長 殿

（【調達要求を行う部隊等の長】経由）

事業者名：

代 表 者：

印

特定秘密の取扱いに係る適合性の審査について（申請）

標記について、適合性の審査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 秘密保全規則

(1) 秘 密 保 全 規 則：

(2) 秘密保全実施要領：

2 業務管理者

(1) 役職：

(2) 氏名：

(3) 特定秘密の取扱いの業務を適切に行うために必要な知識を有していること
の証明

3 保全教育の計画、内容及び方法

4 秘密保全施設

(1) 秘密保全施設の名称：

(2) 施設の用途：

(3) 設置場所：

(4) 保全施設の構造等：

(5) 確認番号：

添付書類：

付紙様式第1 記入例

1 秘密保全規則

(1) 秘密保全規則：別添○のとおり。

(2) 秘密保全実施要領：別添○のとおり。

※新たに作成した秘密保全規則及び秘密保全対策ガイドライン第4項に定める秘密保全実施要領を添付する。

2 業務管理者

(1) 役職 ○○事業所長

(2) 氏名 ○○ ○○

(3) 特定秘密の取扱いの業務を適切に行うために必要な知識を有していることの証明

【当該者が過去に防衛省又は防衛装備庁が指定した秘密等を取り扱ったことがあり、かつ、これらに係る保全教育を受けていること等を記述する。なお、過去に取り扱った経験がない場合は、業務管理者としてふさわしい人物であること及び保全教育を速やかに受ける予定があること等を記述する。】

3 保全教育の計画、内容及び方法

別紙「特定秘密の保護に関する保全教育計画」及び保全教育テキストのとおり。

※別紙及び保全教育テキストを添付すること。

4 秘密保全施設

(1) 秘密保全施設の名称：○○○室

(2) 施設の用途：「文書保管」、「試験」、「検査」、「製作」等を記入する。

(3) 設置場所：例. ○○工場第○棟

(4) 保全施設の構造等：

(5) 確認番号：例. ○○地方防衛局（ 第 号。 年 月 日）

※既に防衛省又は防衛装備庁の契約担当官等による契約の下、確認済みである秘密保全施設の場合は、当該確認に係る書面の写し及び当該施設の図面等を添付し、確認済みでない場合は「なし」と記入する。

5 その他

入札の公告又は通知から契約の締結までの期間を除く契約の履行期間外における審査の申請については、調達要求を行う部隊等の長を経由しない。

付紙様式第1の別紙

別紙

特定秘密の保護に関する保全教育計画

1 保全教育の担当部署

2 保全教育計画

時 期	教育項目	場 所	教育対象者	教育実施者

3 保全教育のテキスト

別添のとおり。

4 保全教育実施者

(1) 秘密保全業務の経験等

(2) 秘密保全教育の受講実績

注：1 第2項の保全教育計画の教育項目欄は、付紙第3第2項の規定による教育項目が全て含まれていること。

2 第4項第1号の秘密保全業務の経験等は、「秘密の【役職】者」、「秘密及び特別防衛秘密の【役職】者」、「秘密保全業務の経験なし」等を記入すること。

3 第4項第2号の秘密保全教育の受講実績は、「 年 月 日に保全教育受講済」、「 年 月に保全教育を受講予定」等、具体的に記入すること。

秘 密 保 全 施 設 調 査 表

1 添付する事業者の申請文書の番号・日付			6 施設の調査	項 目	現 況
2 事業者等	(1) 事業者事業所名	(1)		天 井	
	(2) 所在地	(2)		壁	
				床	
				間仕切り	
				出入口	
3 秘密保全施設の態様	(1) 新規審査、変更の別	(1)		扉	
	(2) 秘密保全施設の名称	(2)		窓	
	(3) 特定秘密の物件等名	(3)		開口部	
	(4) 棟名、階数	(4)		錠	
	(5) 変更の場合、その理由			警報装置	
	(5)			外 柵	
				保管容器	
4 事業者の既存の秘密保全施設又は閉鎖区域の現況			7 判 定		
			8 所 見		
5 事業者立会者の部署・役職・氏名	(部 署) (役 職) (氏 名)		9 調査年月日及び調査実施者	(1) 年 月 日 (2) 所属 階級等 氏 名 印	

付紙様式第3

発簡番号

年 月 日

事業者名：

代 表 者： 殿

(【調達要求を行う部隊等の長又は契約担当官等】経由)

防衛省海上幕僚長

〇 〇 〇 〇

特定秘密の取扱いに係る適合性の審査結果について（通知）

年 月 日付け貴書簡により申請された標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第5条第4項に規定する基準に適合していると認められましたので通知します。

関連文書：申請文書番号（年月日）

注：基準に不適合の場合は、本文は「年 月 日付け貴書簡により申請された標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第5条第4項に規定する基準に適合していないと認められませんでしたので通知します。」とする。

付紙様式第4
発 簡 番 号
年 月 日

防衛省海上幕僚長 殿

（【契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長】経由）

事業者名：

代 表 者： 印

特定秘密の取扱いに係る適合性を認められた事項の一部内容の変更に
ついて（申請）

標記について、【審査結果の通知番号（年月日）】で認められた事項の一部内容を変
更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更する事項

2 変更する内容

3 変更年月日

添付資料：（変更する事項に係る適合性の審査時と同様の書類を添付する。）

注1：変更する事項欄には、「秘密保全規則」、「業務管理者」、「保全教育」又は
「施設設備」と記入する。

2：変更する内容欄には、「秘密保全規則の変更」、「業務管理者の交代」、「保全
教育のテキストの変更」、「秘密保全施設の【新設、変更又は解除】」等を記
入する。

3：入札の公告又は通知から契約の締結までの期間を除く契約の履行期間外にお
ける変更については、契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長を経由し
ない。

付紙様式第 5

整理番号

特定秘密適合事業者管理台帳

事業者名		当該事業者に関する最新の調達要求を行った部隊等の長及び秘密保全施設の現地調査を実施した部隊等の長
事業所名		
所在地		

審査結果履歴

審査結果通知番号 (年 月 日)	審査の区分及び内容			
	秘密保全規則	業務管理者	保全教育	秘密保全施設

定期報告及び審査結果

年 度	年度	年度	年度	年度	年度
報告年月日					
秘密保全規則					
業務管理者					
保全教育					
秘密保全施設					

注：定期報告に伴う「審査結果」の欄は、適合又は不適合と記入し、不適合の場合は速やかに必要な措置（適合事業者の解除等）を行う。

付紙様式第6
発 簡 番 号
年 月 日

防衛省海上幕僚長 殿

（【契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長】経由）

事業者名：

代 表 者：

印

特定秘密取扱いに係る基準適合性について（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 秘密保全規則

2 業務管理者

（1）役職

（2）氏名

3 保全教育

（1）実施期間： 年 月 日～ 年 月 日

（2）受講者数： 名

（3）保全教育の具体的な内容

（4） 年度の保全教育計画

4 保全施設

5 特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲

従業員数： 名（別添のとおり。）

添付書類：

付紙様式第6 記入例

1 秘密保全規則

【審査結果の通知番号（年月日）】により認められた秘密保全規則と変更なし。

2 業務管理者

(1) 役職 ○○事業所長

(2) 氏名 ○○ ○○

3 保全教育

(1) 実施期間： 年 月 日～ 年 月 日

(2) 受講者数：○○○名

(3) 保全教育の具体的な内容

【審査結果の通知番号（年月日）】に認められた保全教育の内容と変更なし。

又は、別添のとおり。

(4) ○○年度の保全教育計画

別添「特定秘密の保護に関する保全教育計画」のとおり。

※当該年度（4月以前の時点で報告する場合は翌年度）の秘密保全教育の計画を添付する。

4 保全施設

【審査結果の通知番号（年月日）】により認められた秘密保全施設と変更なし。

又は、「別添のとおり。」とし、秘密保全施設の一覧を添付する。

5 特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲

従業員数：○○○名（別添のとおり。）

※前年度（4月以前の時点で報告する場合は当該年度）の3月31日現在の特定秘密の取扱いを指定された従業員の名簿を添付する。

6 入札の公告又は通知から契約の締結までの期間を除く契約の履行期間外における報告については、契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長を経由しない。

付紙様式第7
発 簡 番 号
年 月 日

事業者名：

代 表 者： 殿

（【調達要求を行う部隊等の長又は契約担当官等】経由）

防衛省海上幕僚長

○ ○ ○ ○

特定秘密の取扱いに係る適合事業者の取消しについて（通知）

標記について、○年○月○日で特定秘密の適合事業者と認めましたが、「事業者の適合性の審査実施要領」第10の規定により、下記のとおり適合事業者について取り消しましたので通知します。

記

1 認定番号：【審査結果の通知番号（年月日）】

2 事業者の名称・事業所名：

3 代表者の氏名：

4 取消しの理由：

注：入札の公告又は通知から契約の締結までの期間を除く契約の履行期間外においては、契約担当官等又は調達要求を行う部隊等の長を経由しない。